



東京都における相談支援従事者等研修について

はじめに

相談支援専門員は、障害児者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のために、支援・中立・公平な立場から、障害福祉サービス利用のための支援等を行います。

具体的には、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整等を行います。

相談支援専門員は、指定相談支援事業所（指定特定・指定児童・指定一般相談支援事業所）に配置され、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者も、相談支援従事者研修（初任者・現任）修了が要件とされています。

相談支援専門員及び相談支援の質の向上を目指し、令和元年度から令和2年度にかけて相談支援専門員を養成する相談支援従事者等研修の制度が大きく変更になりました。

本冊子は、上記変更も含めて、東京都における相談支援従事者等研修について説明したものです。

【目次】

- 1 相談支援従事者等研修の概要・・・・・・・・・・ 2 p
- 2 相談支援従事者初任者研修について・・・・・・・・ 4 p
- 3 相談支援従事者現任研修について・・・・・・・・ 6 p
- 4 相談支援従事者主任研修について・・・・・・・・ 8 p
- 5 相談支援従事者専門コース別研修について・・ 10 p
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 7 各種問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 8 相談支援事業所の管理者の皆様へ・・・・・・・・ 12 p
(別紙) 現任研修受講年度の考え方 (早見表)・・ 13 p

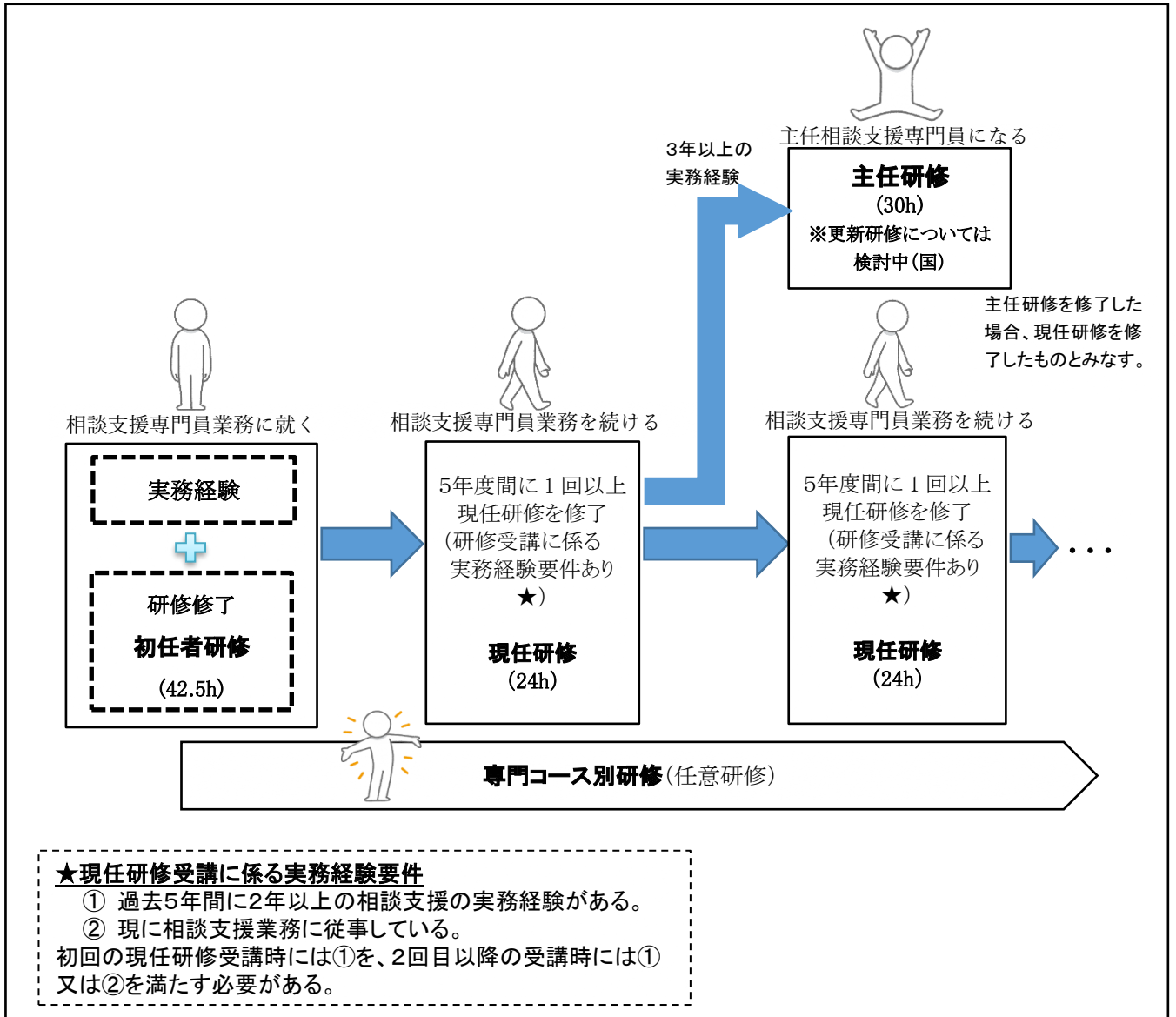
【別冊】よくある質問

東京都心身障害者福祉センター地域支援課
(令和2年4月)



1 相談支援従事者等研修の概要

(1) 相談支援従事者等研修全体の構造



○相談支援専門員業務に就くためには、以下のことが必要です。

- ・実務経験を満たす^{※1}。
- ・初任者研修^{※2}を修了する。
- ・相談支援専門員として相談支援事業所等に配置される。

○相談支援専門員を続けるためには、初任者研修修了年度を起点とし、翌年度から数えて5年度間に1回以上、**現任研修**^{※3}を修了する必要があります。

現任研修を受講するためには、相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○主任相談支援専門員になるためには、**主任研修**^{※4}を修了する必要があります。

主任研修を受講するためには、現任研修を修了後、3年以上の相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○**専門コース別研修**^{※5}を受講するためには、現に相談支援専門員業務に従事している必要があります。

該当の項目を参照してください。

※1 「6 その他」

※2 「2 相談支援従事者初任者研修について」

※3 「3 相談支援従事者現任研修について」

※4 「4 相談支援従事者主任研修について」

※5 「5 相談支援従事者専門コース別研修について」

(2) 令和元年度から令和2年度にかけての研修制度の変更点

国の研修制度改正を踏まえ、東京都では、以下の内容で実施します。

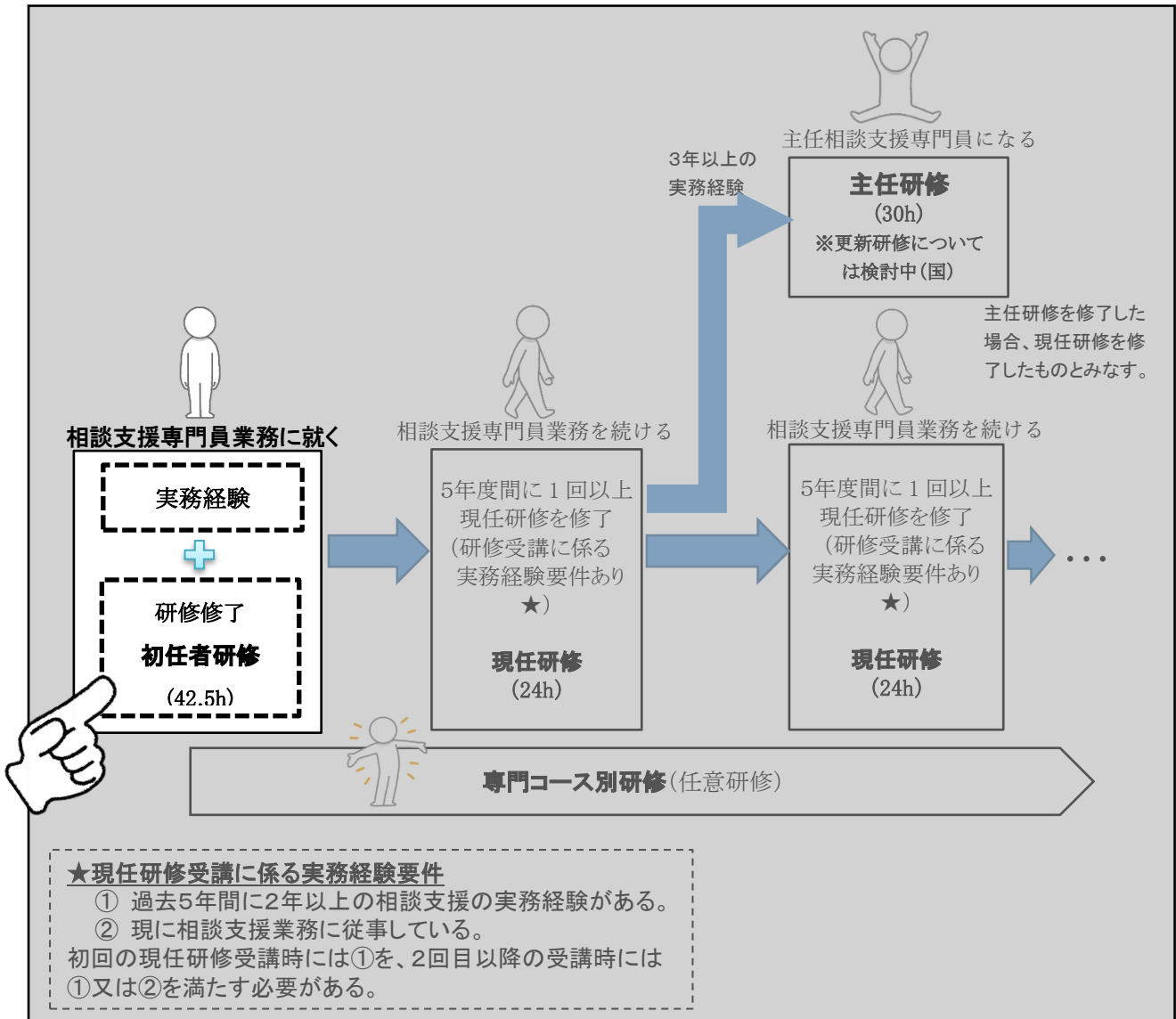
| 研修名 | 研修の位置づけ | 変更点 | |
|----------|-----------------------|---------------------|------------------------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度以降 |
| 初任者研修 | 相談支援専門員業務に就く | 年2回 6日間 講義/演習 | 年1回 7日間 講義/演習/実習 |
| 現任研修 | 相談支援専門員業務の継続 | 年1回 3日間 講義/演習 | 年1回 4日間 講義/演習/実習 |
| 主任研修 | 地域の中核人材（主任相談支援専門員）の養成 | 年1回 5日間 講義/演習 | 変更なし |
| 専門コース別研修 | 相談支援専門員として必要な知識・技術の獲得 | 年1回 1日 講義 | (年1~2回程度) 1日 講義 |

(令和2年4月1日現在)

(3) 研修の根拠

- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）

2 相談支援従事者初任者研修について



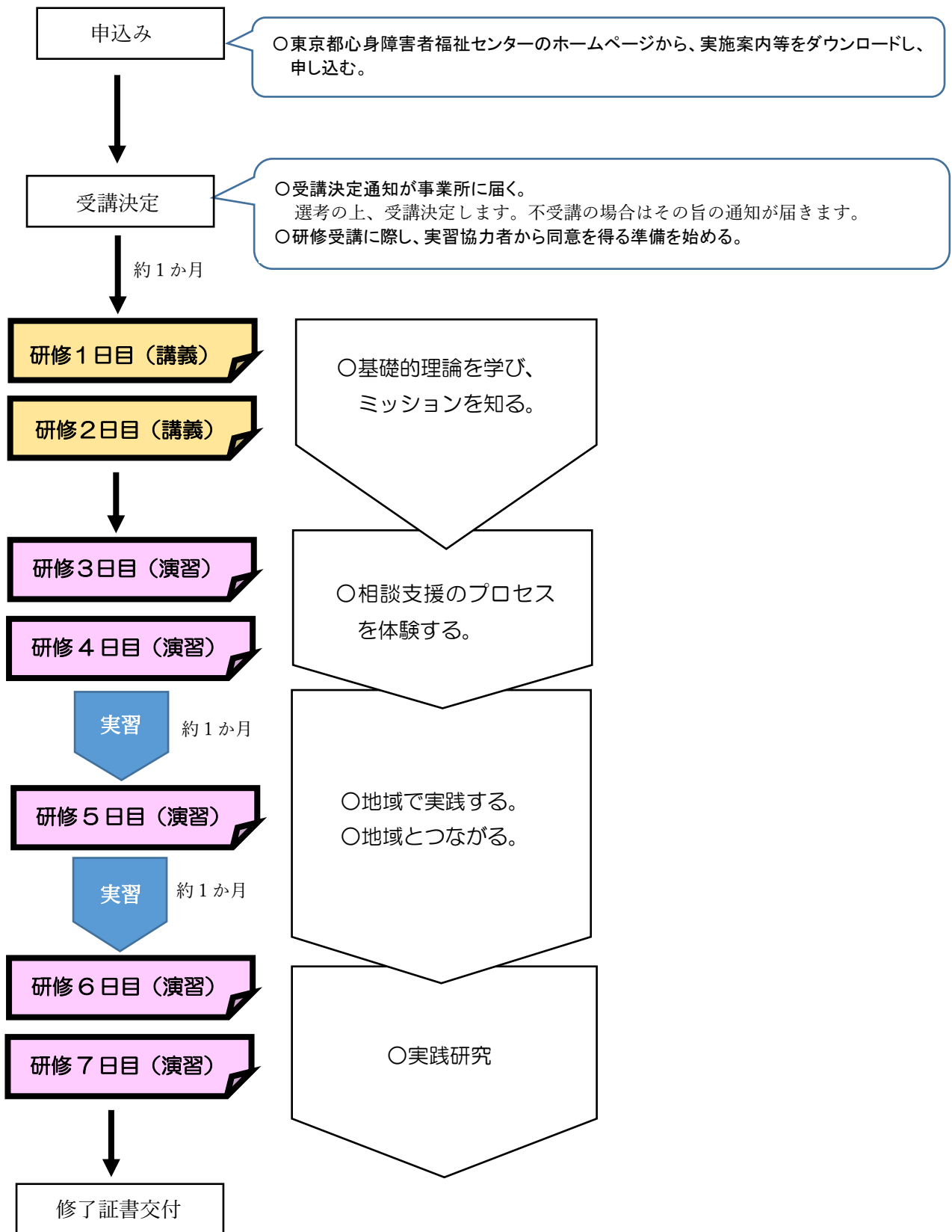
(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の4点全てを満たす方が対象です。

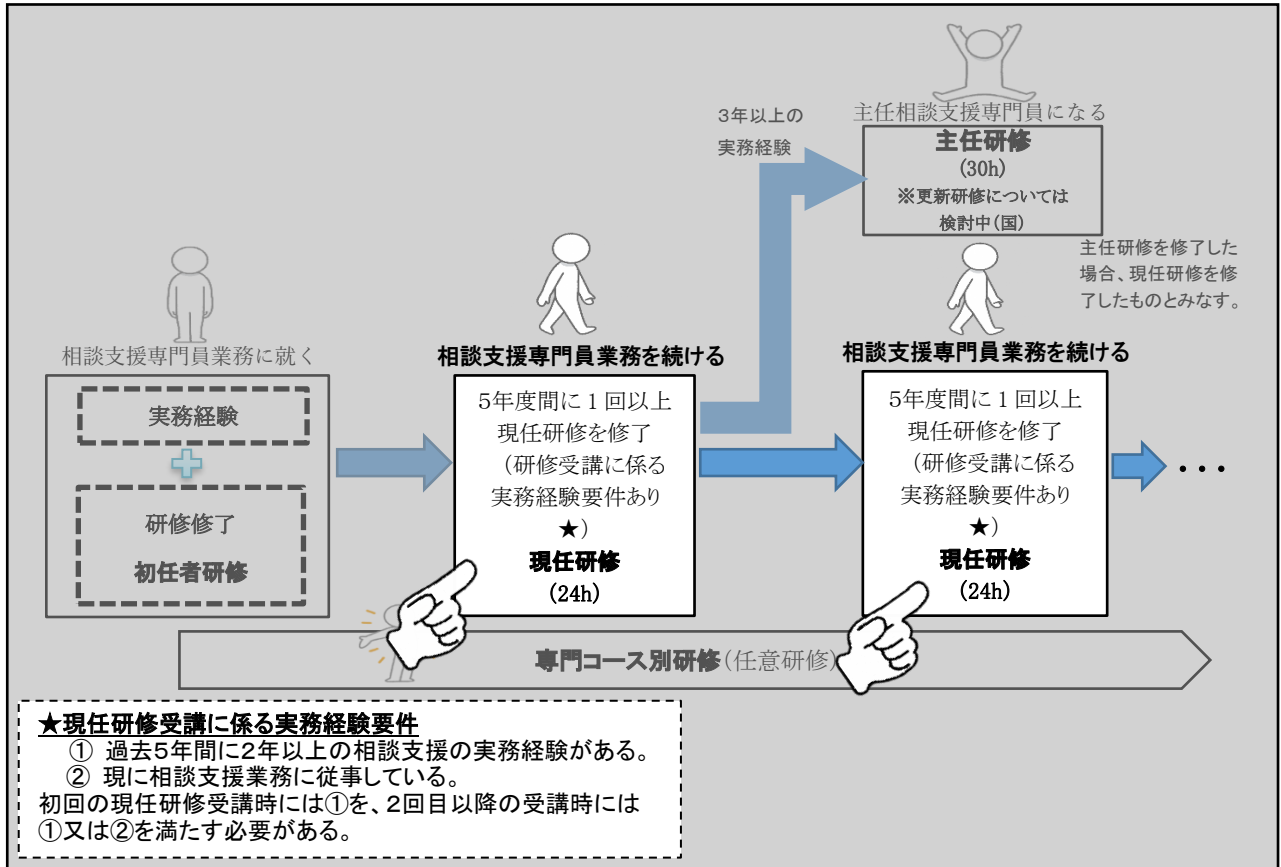
- ① 東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ② 指定相談支援事業所で相談支援専門員として従事する、又は指定重度障害者等包括支援事業所でサービス提供責任者として従事する。
- ③ 事業所からの推薦がある。
- ④ 実習に取り組むことができる。

本研修では、研修4日目と5日目、研修5日目と6日目の間に、実習に取り組みます。取組の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行います。実習後の演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約7か月必要となります。）



3 相談支援従事者現任研修について



(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ②相談支援専門員の資格が失効していない。

資格を継続するためには、初任者研修を受講した翌年度から5年度間毎に1回以上、現任研修を修了している必要があります。なお、主任研修を修了した場合は、当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

※受講年度と資格更新の考え方は、「(別紙) 現任研修受講の考え方 (早見表)」も参照してください。

※資格失効した場合は、「【別冊】よくある質問」を参照してください。

【研修受講年度の考え方】

| | | | | | |
|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 起点 | 現任研修 第1期間 | | | | |
| 初任者研修 | この間に、現任研修を1回以上修了 | | | | |
| ○年度 | ○+1年度 | ○+2年度 | ○+3年度 | ○+4年度 | ○+5年度 |
| | 現任研修 第2期間 | | | | |
| | この間に、現任研修等を1回以上修了 | | | | |
| | ○+5 | ○+5 | ○+5 | ○+5 | ○+5 |
| | +1年度 | +2年度 | +3年度 | +4年度 | +5年度 |

※第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていきます。

③研修受講要件である実務経験が満たされている。

- ・初回の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ・2回目以降の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現在相談支援専門員として従事している。

【制度変更に伴う経過措置について】

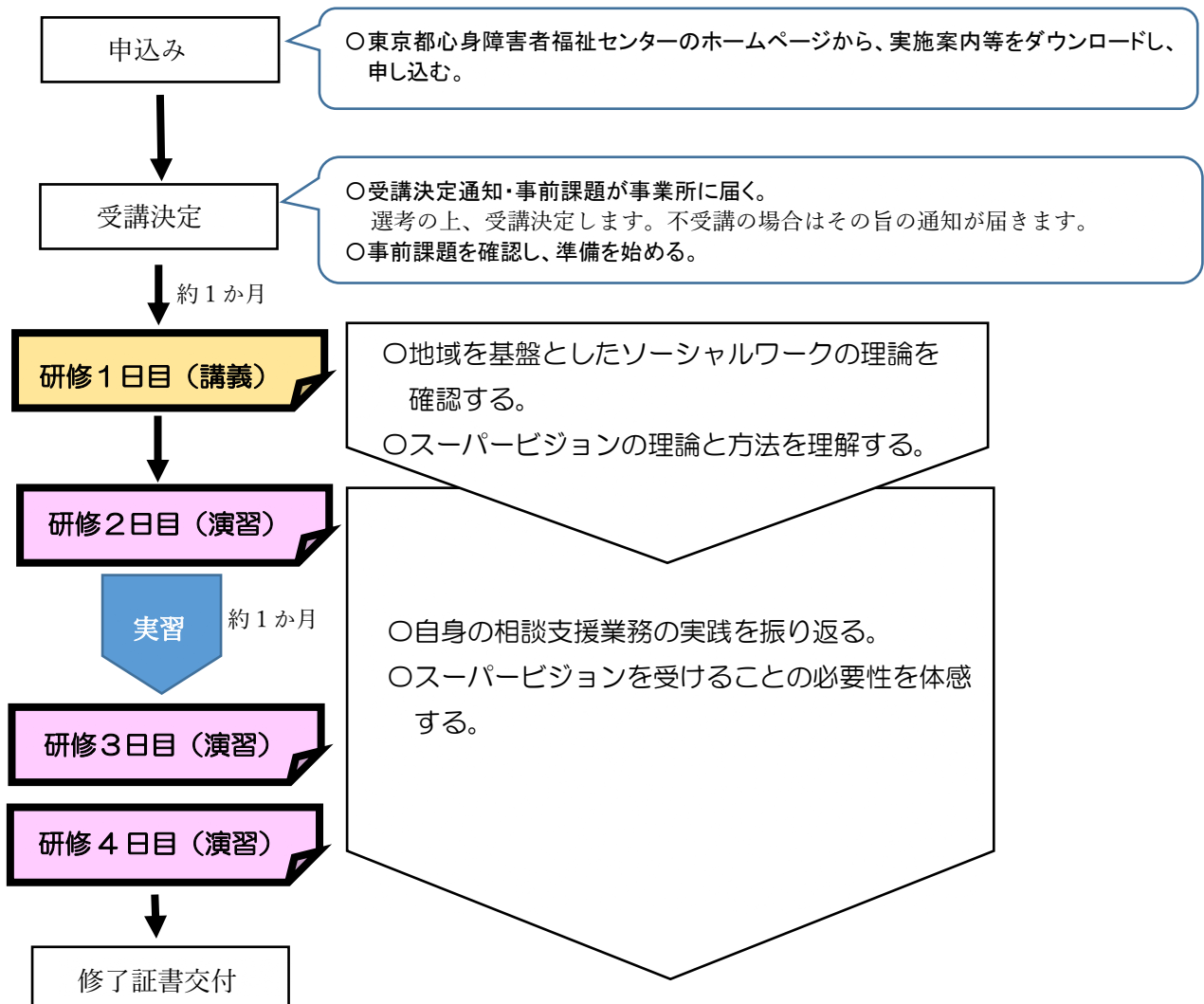
令和元年度までに初任者研修、現任研修又は主任研修を修了した方で、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ「③研修受講要件である実務経験が満たされている。」は問われません。

④原則、事業所からの推薦がある。

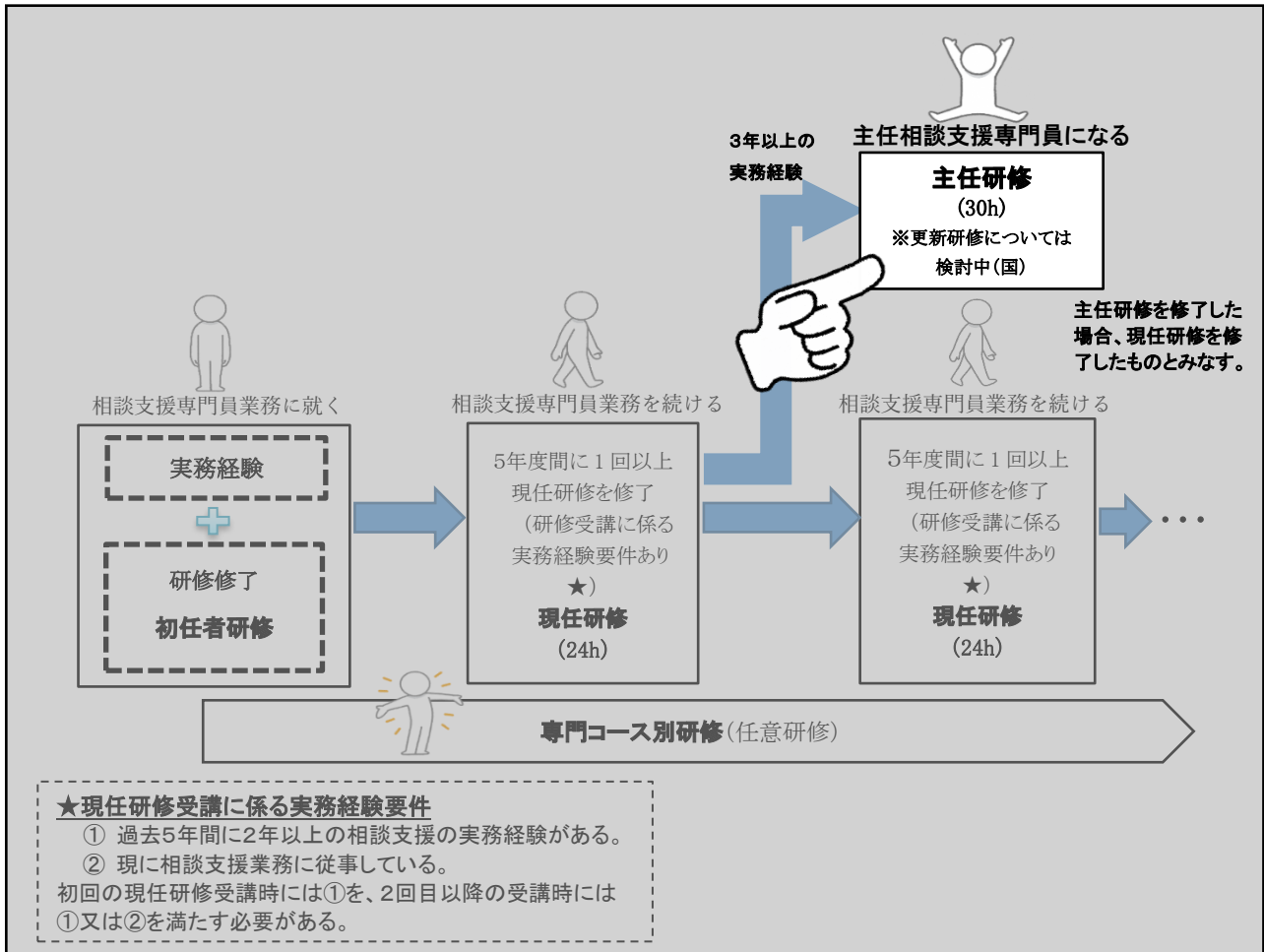
⑤事前課題に取り組むことができる。

本研修では、演習(研修2日目)前までに取り組む事前課題があります。課題の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行い、演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ(申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。)



4 相談支援従事者主任研修について



【主任相談支援専門員とは】

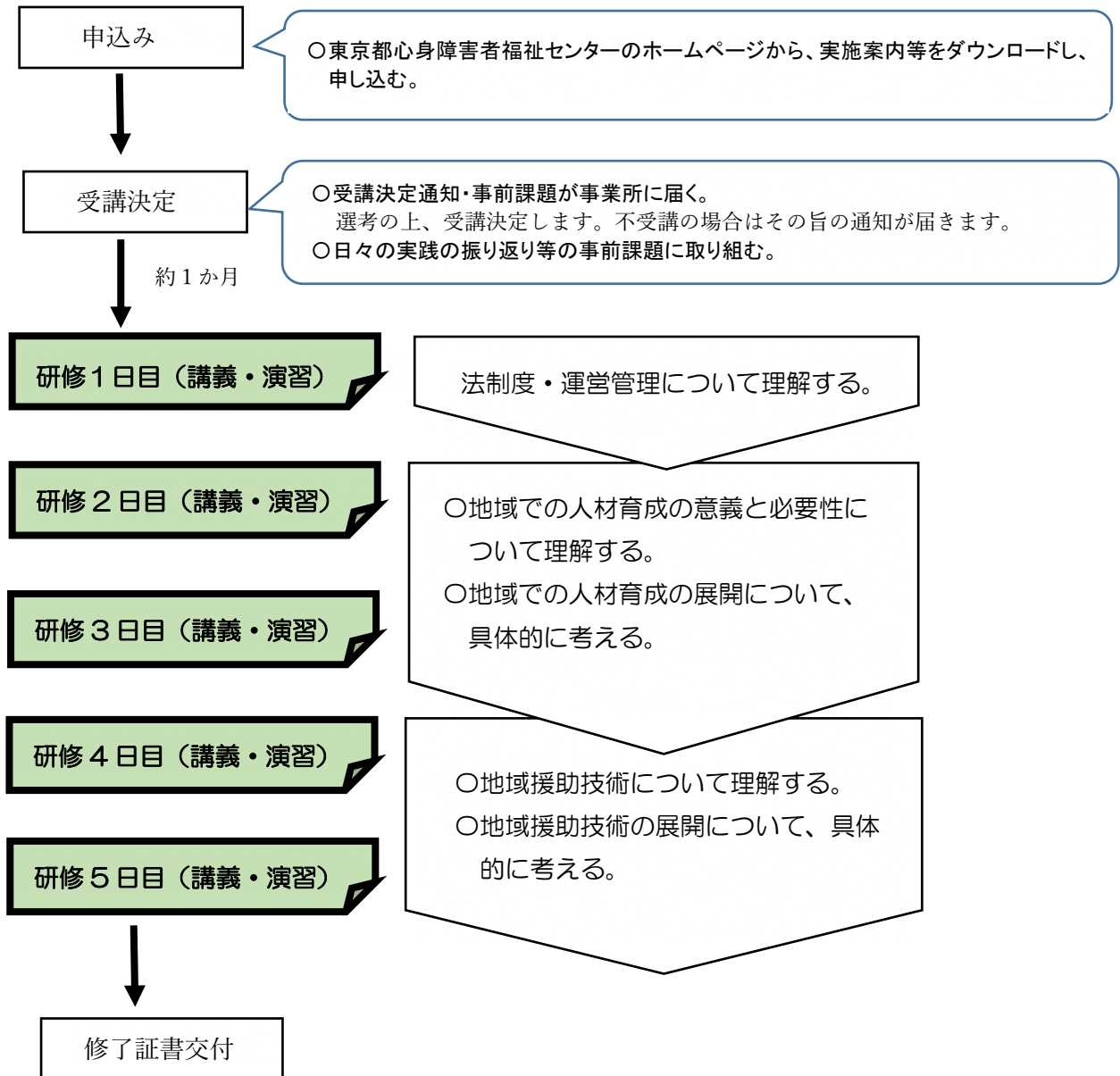
- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職です。
- 主任相談支援専門員が配置されていることが、計画相談支援及び障害児相談支援の「特別事業所加算Ⅰ」の要件の1つになっています。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の事業所に所属している相談支援専門員である。
- ②現任研修を修了後、相談支援専門員としての経験が3年以上ある。
- ③利用者の自立支援に資する相談支援が実践できている。
- ④以下のいずれかが満たされている。
 - ア 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において、相談支援に関する指導的役割を担っている。
 - イ 東京都における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修の企画に携わっている、若しくは講義や演習に講師として携わっている。
- ⑤東京都内に所在する区市町村からの推薦がある。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。）



(3) その他

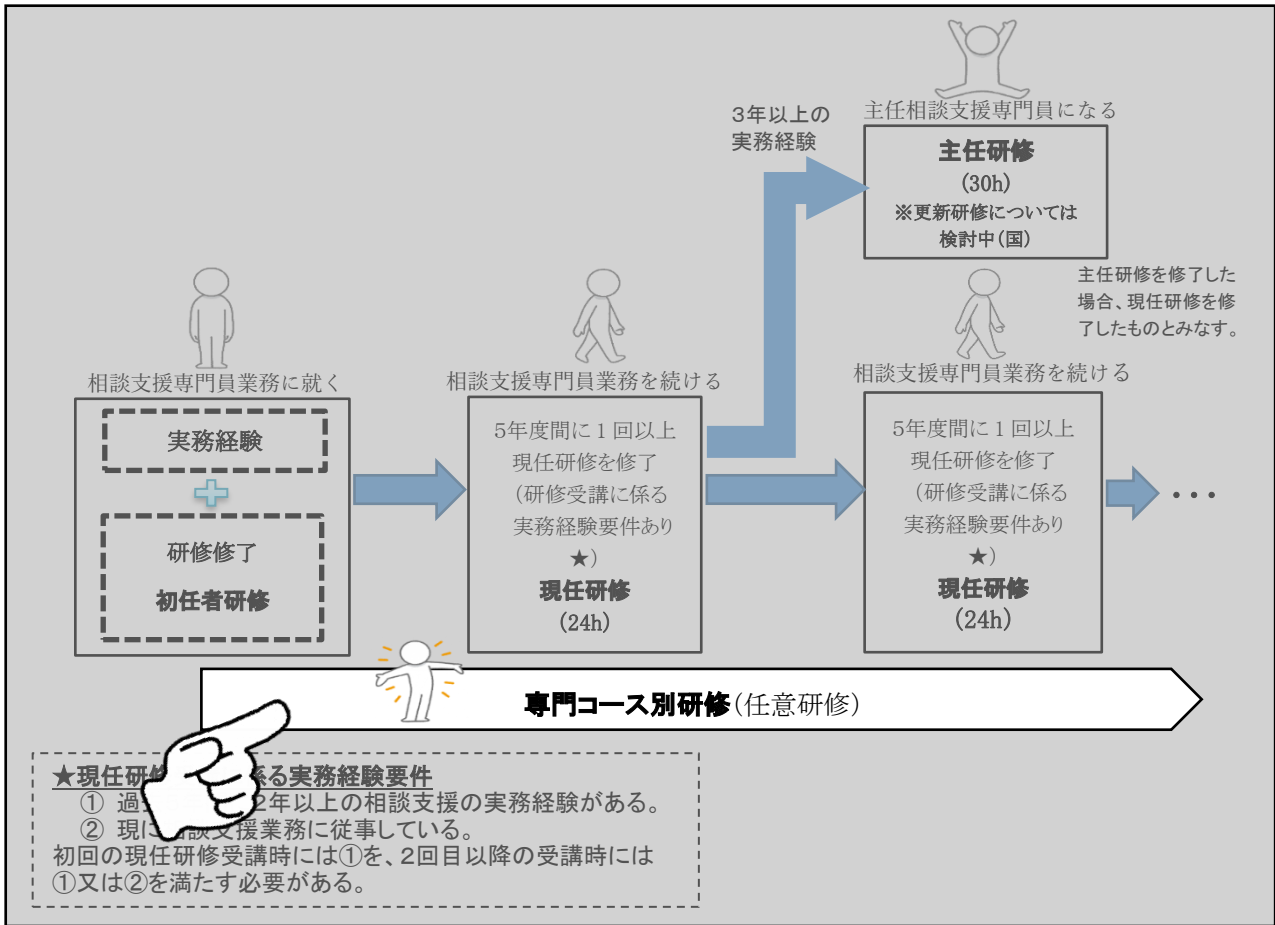
○修了の取扱いについて

当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

○主任相談支援専門員の資格の更新について

国で検討中のため、具体的なことは現段階では未定です。ただし、主任相談支援専門員として従事し続けるためには、相談支援専門員の資格を更新する必要があります。現任研修又は主任研修を引き続き修了する必要があります。

5 相談支援従事者専門コース別研修について



【専門コース別研修とは】

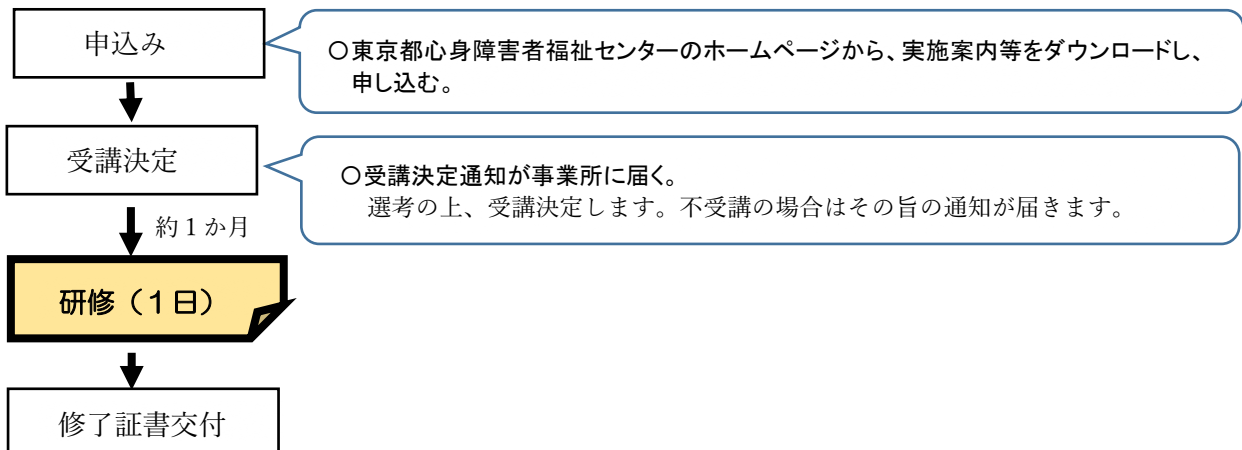
- 相談支援に必要となる専門的な知識と技術の獲得を目指します。
- 受講は任意ですが、修了後に修了証書を交付します。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の2点全てを満たす方が対象です。

- ①相談支援専門員である。
- ②東京都内の事業所に所属している。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約3か月必要となります。）



6 その他

(1) 実務経験について

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修修了と併せて、実務経験を満たす必要があります。東京都福祉保健局ホームページ内「東京都障害者サービス情報」をご確認ください。

「東京都障害者サービス情報」

URL：<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

(トップページ⇒書式ライブラリー⇒A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等⇒4 相談支援専門員の実務経験)

(2) 研修受講に際しての合理的配慮について

障害を理由とした合理的配慮については、申込書に希望内容を記載してください。

(3) 当該年度の研修日程について

東京都心身障害者福祉センターホームページ内「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」をご確認ください。

「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

7 各種問合せ先

○東京都相談支援従事者等研修に関すること

| 担当部署 | 電話番号 |
|-----------------------------|-----------------------|
| 東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当 | 03-3235- 2953・2954 |

※研修に関する問合せの受付時間は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件を含む。）

| 事業内容 | 担当部署 | 電話番号 |
|------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業 | 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 | 03-5320-4325 |
| 指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業 | 事業所の所在地の区市町村 | — |

8 相談支援事業所の管理者の皆様へ

【受講者の所属として】

- ・研修申込みについては、事業所の推薦や、受講希望者の経歴等一部申込み内容について事業所として証明をしていただく必要があります。
- ・国で定められたカリキュラムを修了する必要がある、法定研修です。したがって研修中は、遅刻・早退は厳禁です。また、業務や私用での途中離席も原則禁止となっており、修了証書を交付できない場合があります。
- ・申込みから修了証書交付まで、長期間にわたる研修です。このことを踏まえた受講者の推薦をお願いいたします。
- ・以上を踏まえ、受講に際しては、事業所全体での協力が必要です。

【地域の社会資源の1つとして】

- ・初任者研修・現任研修では、受講者が研修中に地域に戻って課題を行う実習が設定されています。両研修を地域での人材育成の一環でもあると捉えていただき、実習の受入れにも、ぜひご協力をお願いいたします。

発行：

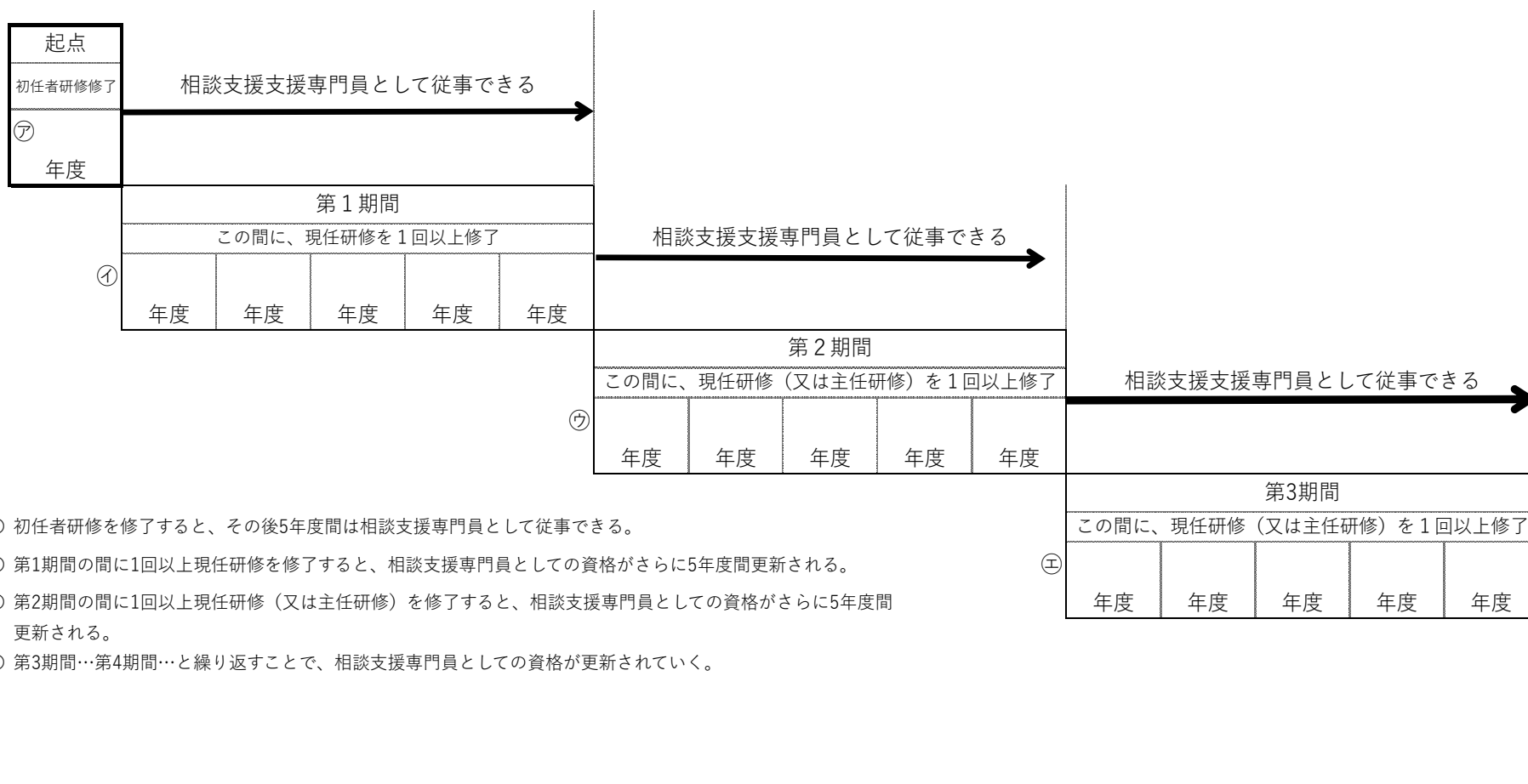
東京都心身障害者福祉センター地域支援課

電話：03-3235-2953・2954

(別紙) **現任研修受講年度の考え方(早見表)** 定められた期間内に、現任研修等が修了しているかの確認に使用してください。

早見表への記入方法（「【別冊】よくある質問」に、記入の具体例が載っています。そちらも参照してください。）

- 1 初任者研修の修了証書を確認し、証書に載っている修了**年度**を、㉗に記入する。
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。）
- 2 ㉗に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に、年度を記入する。
- 3 ㉘に、㉗から続けて、年度を記入する。
- 4 ㉙に、㉘から続けて、年度を記入する。
- 5 現任研修又は主任研修を修了した年度に○を付ける。



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修（又は主任研修）を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

【別冊】 よくある質問



東京都心身障害者福祉センター地域支援課
(令和2年4月)

【共通】

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| 「指定特定相談支援事業」とは何ですか。 | サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。 |
| 「指定一般相談支援事業」とは何ですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。 ・「地域移行支援」は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。 ・「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。 |
| 他道府県にある相談支援事業所で勤務する予定ですが、東京都の研修は受講できますか。 | 東京都の研修は、東京都内の事業所に所属している又は所属する予定がある方が対象です。他道府県の事業所に所属する方は、受講対象外です。 |
| 相談支援専門員として働く予定はないが、自分の勉強のために受講することはできますか。 | 実際に相談支援専門員として従事している方、又はこれから従事する方が対象です。従事予定のない方は受講対象外です。 |
| 研修日程中、急な業務や体調不良で休んだ場合は、どうなりますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定研修であるため、途中で欠席をされた場合は、研修修了とはなりません。次回研修に改めて申し込んでいただきます。 ・その場合も、1日目から再度受講していただきます。 ・次回申し込んでいただく場合の優先決定等はありません。 |
| 研修の受講料は必要ですか。 | 参加費は無料です。ただし、受講にかかる旅費等については、各所属の負担となります。 |

【初任者研修について】

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 以前、サービス管理責任者研修の一部として、「初任者研修講義部分」を受講し、受講証明書を持っています。今回相談支援専門員になるために初任者研修を受講しますが、この部分は免除になりますか。 | 初任者研修は、初任者研修に申し込み、受講決定された方が、全日程受講しなければ修了にはなりません。そのため、一部の免除にはならず、1日目から全てのカリキュラムを受講していただくこととなります。 |

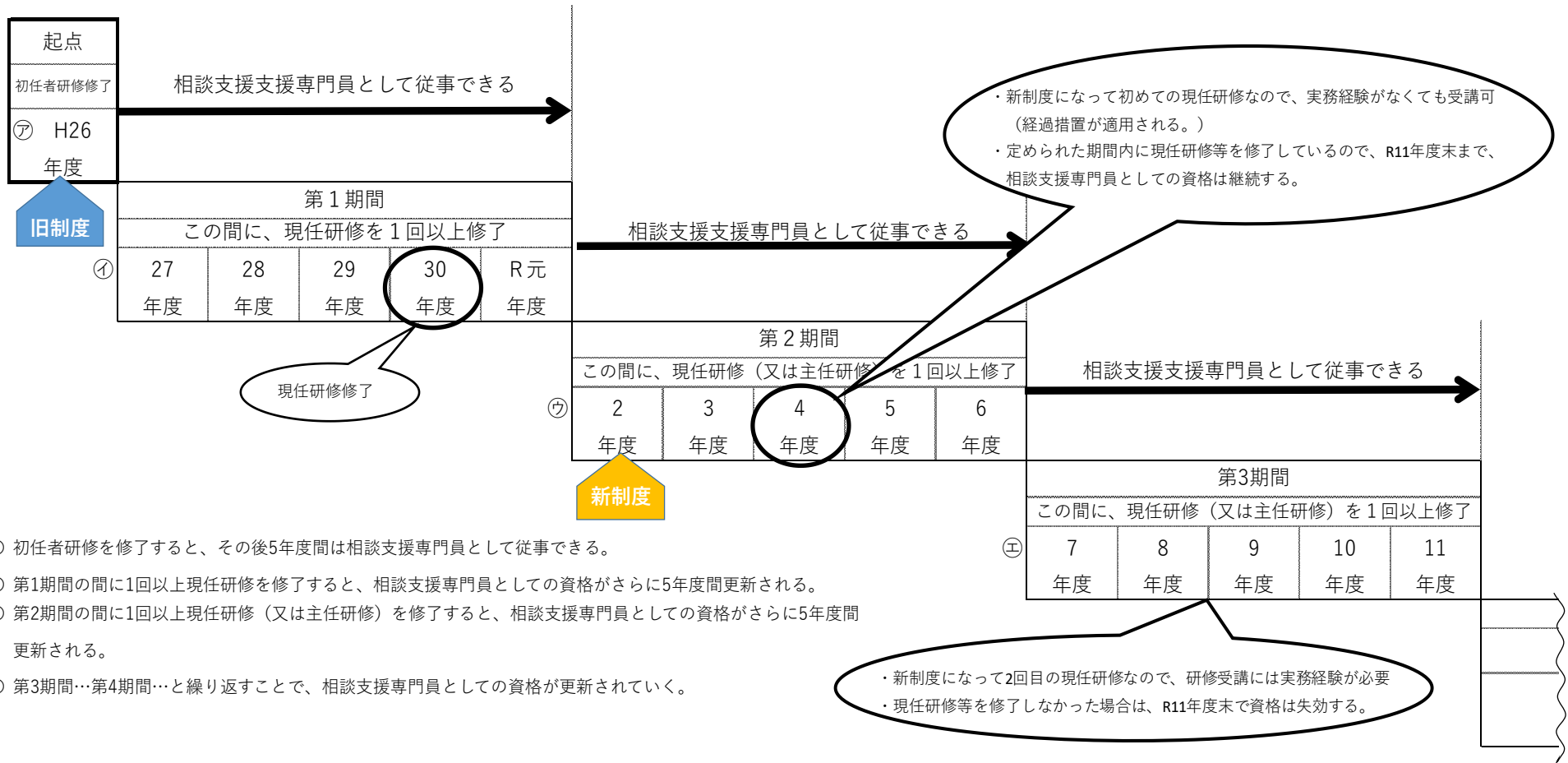
【現任研修について】

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>初任者研修修了後、5年度の間に現任研修を受講しませんでした。</p> <p>①再度相談支援専門員として従事するためには、どうすれば良いですか。</p> | <p>①初任者研修から受講していただきます。</p> |
| <p>②現任研修を受講しなかった時点で、資格は失効するのでしょうか。</p> | <p>②年度末まで有効です。</p> |
| <p>令和元年度に初任者研修を修了しました。令和2年度に現任研修を受講できますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・原則は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がないと、受講できません。 ・しかし、研修制度変更に伴う経過措置があり、令和2年4月1日までに初任者研修・現任研修・主任研修を修了した方は、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合には、実務経験は問わないことになっています。そのため、受講対象になります。 |

※現任研修受講年度の考え方は、次ページ以降の「具体例」も参考にしてください。

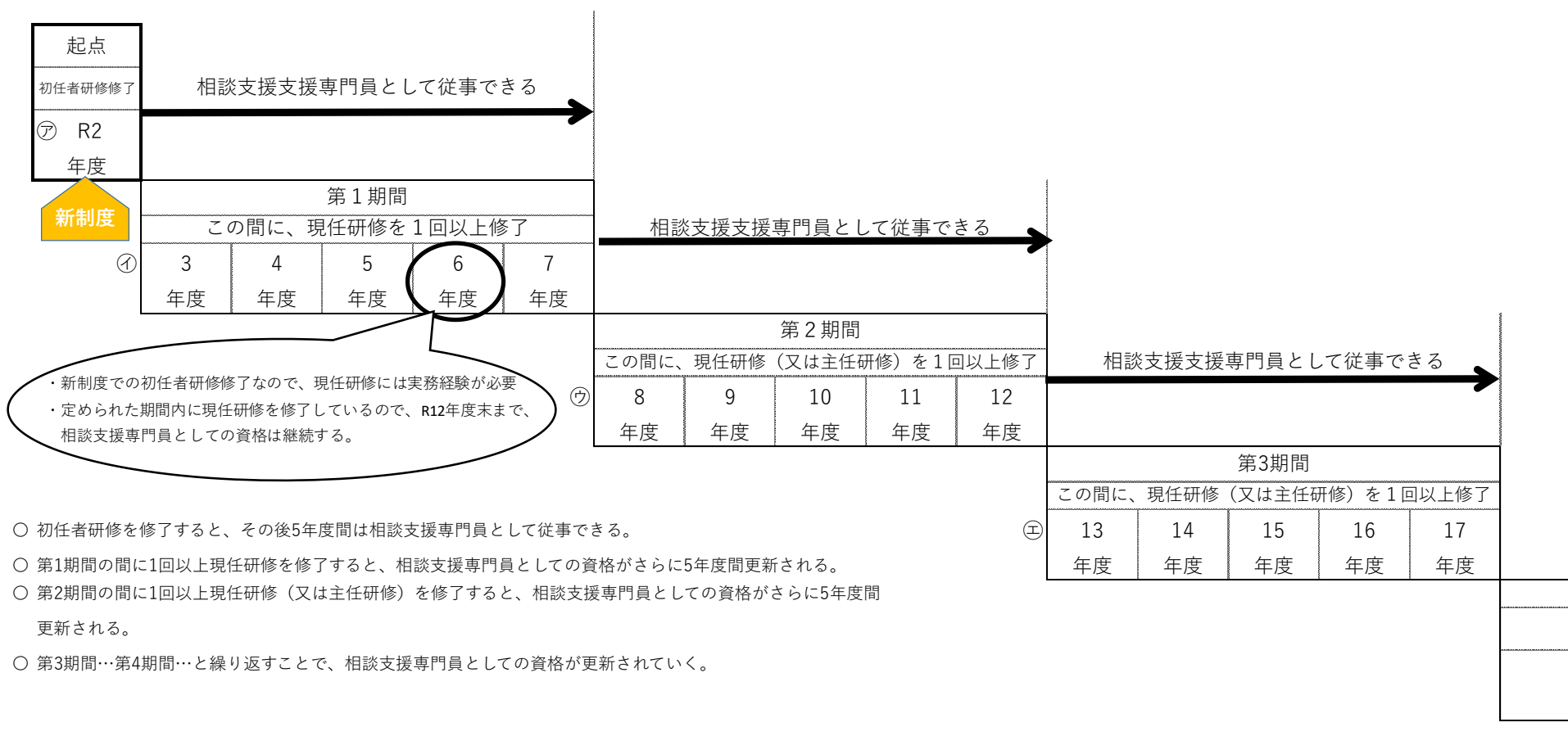
現任研修受講年度の考え方

(例1) 平成26年度に初任者研修を修了した場合



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修(又は主任研修)を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

(例2) 令和2年度に初任者研修を修了した場合



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋）

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・7
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・7
- (3) ピアサポートの専門性の評価・・・10
- (4) 感染症や災害への対応力の強化・・・11
- (5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・12
- (6) 医療連携体制加算の見直し・・・12
- (7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・14
- (8) 身体拘束等の適正化・・・14
- (9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・16
- (10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・・17
- (11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・18
- (12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用・・・19
- (13) 地域区分の見直し・・・21
- (14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・21
- (15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・21
- (16) 送迎加算の取扱い・・・21

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・22
- (2) 重度訪問介護・・・23
- (3) 同行援護・・・23
- (4) 行動援護・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・24

3 日中活動系サービス

- (1) 療養介護・・・25
- (2) 生活介護・・・25
- (3) 短期入所・・・28

| | |
|-----------------------------------|----|
| 4 施設系・居住支援系サービス | |
| (1) 施設入所支援 | 31 |
| (2) 共同生活援助 | 34 |
| (3) 自立生活援助 | 37 |
| 5 訓練系サービス | |
| (1) 自立訓練（機能訓練） | 39 |
| (2) 自立訓練（生活訓練） | 39 |
| 6 就労系サービス | |
| (1) 就労系サービスにおける共通の事項 | 39 |
| (2) 就労移行支援 | 41 |
| (3) 就労定着支援 | 43 |
| (4) 就労継続支援A型 | 45 |
| (5) 就労継続支援B型 | 48 |
| 7 相談系サービス | |
| (1) 計画相談支援、障害児相談支援 | 51 |
| (2) 地域移行支援 | 56 |
| (3) 地域定着支援 | 56 |
| 8 障害児通所支援 | |
| (1) 障害児通所支援における共通事項 | 56 |
| (2) 児童発達支援 | 61 |
| (3) 医療型児童発達支援 | 62 |
| (4) 放課後等デイサービス | 62 |
| (5) 居宅訪問型児童発達支援 | 63 |
| (6) 保育所等訪問支援 | 63 |
| 9 障害児入所支援 | |
| (1) 障害児入所支援における共通事項 | 64 |
| (2) 福祉型障害児入所施設 | 65 |
| (3) 医療型障害児入所施設 | 68 |
| 第3 終わりに | 70 |
| 別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて | |
| [訪問系サービス] | 72 |
| 居宅介護サービス費 | |
| 重度訪問介護サービス費 | |
| 同行援護サービス費 | |
| 行動援護サービス費 | |
| 重度障害者等包括支援サービス費 | |
| [日中活動系サービス] | 77 |
| 療養介護サービス費 | |

| | |
|---|-----|
| 生活介護サービス費 | |
| 短期入所サービス費 | |
| [施設系・居住支援系サービス] | 83 |
| 施設入所支援サービス費 | |
| 共同生活援助サービス費 | |
| 自立生活援助サービス費 | |
| [訓練系サービス] | 90 |
| 機能訓練サービス費 | |
| 生活訓練サービス費 | |
| [就労系サービス] | 92 |
| 就労移行支援サービス費 | |
| 就労継続支援A型サービス費 | |
| 就労継続支援B型サービス費 | |
| 就労定着支援サービス費 | |
| [相談系サービス] | 105 |
| 計画相談支援費 | |
| 障害児相談支援費 | |
| 地域移行支援サービス費 | |
| 地域定着支援サービス費 | |
| [障害児通所支援] | 107 |
| 児童発達支援給付費 | |
| 医療型児童発達支援給付費 | |
| 放課後等デイサービス給付費 | |
| 居宅訪問型児童発達支援給付費 | |
| 保育所等訪問支援給付費 | |
| [障害児入所支援] | 119 |
| 福祉型障害児入所施設給付費 | |
| 医療型障害児入所施設給付費 | |
| 別紙2 医療連携体制加算の見直しについて | 127 |
| 別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて | 130 |
| 別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について | 138 |
| 別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて | 141 |
| 別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について | 147 |
| 別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について | 151 |
| 別紙8 地域区分について | 154 |

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）
- ⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）
- ⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

7 相談系サービス

（1）計画相談支援、障害児相談支援

① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し（一部再掲）

- ・ 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。
- ・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））
- ・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。
- ・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
- ・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

- ・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

《主任相談支援専門員配置加算【新設】》 100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

《特定事業所加算【廃止】》⇒《機能強化型サービス利用支援費【新設】》
[現 行]

(1) 特定事業所加算 I 500単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算 (II) 400単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算 (I) のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(3) 特定事業所加算 (III) 300単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算 (I) のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月
(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

[見直し後]

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

(4) 機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622単位／月
(算定要件)

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

- ・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提

供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

≪初回加算の見直し≫

[現 行]

初回加算

300単位／月（計画相談）

500単位／月（障害児相談）

[見直し後]

初回加算

300単位／月（計画相談）※

500単位／月（障害児相談）※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

- ・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって
- ・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

- ・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

≪集中支援加算【新設】≫

300単位／月

- ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合
- ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

- ・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

≪居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設≫

[現 行]

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位／月

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)

100単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)

100単位／月 (③)

- ・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

- ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

- ・ 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。
- ・ 利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
 - 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
 - モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述③）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

⑥ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行実績の更なる評価（再掲）
- ② 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(3) 地域定着支援

- ① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ② 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

- ① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

＜看護職員加配加算の見直し＞

[現 行]

- ① 看護職員加配加算（I） 【看護職員1人分の加算】
 - ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。
 - イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| <p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p> | <p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u></p> |

| | | | |
|----------------------------------|-----------------|--------------------------------|-----------------|
| (5) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合 | <u>1,232 単位</u> | (5) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合 | <u>1,025 単位</u> |
| (6) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合 | <u>1,047 単位</u> | (6) 就労定着率が <u>1割以上3割未満</u> の場合 | <u>904 単位</u> |
| (7) 就労定着率が <u>3割未満</u> の場合 | <u>785 単位</u> | (7) 就労定着率が <u>1割未満</u> の場合 | <u>784 単位</u> |
| <u>《相談系サービス》</u> | | <u>《相談系サービス》</u> | |
| 第1 計画相談支援費 | | 第1 計画相談支援費 | |
| イ サービス利用支援費 | | イ サービス利用支援費 | |
| (1) <u>機能強化型サービス利用支援費(I)</u> | <u>1,864 単位</u> | (新設) | |
| (2) <u>機能強化型サービス利用支援費(II)</u> | <u>1,764 単位</u> | (新設) | |
| (3) <u>機能強化型サービス利用支援費(III)</u> | <u>1,672 単位</u> | (新設) | |
| (4) <u>機能強化型サービス利用支援費(IV)</u> | <u>1,622 単位</u> | (新設) | |
| (5) サービス利用支援費(I) | <u>1,522 単位</u> | (1) サービス利用支援費(I) | <u>1,462 単位</u> |
| (6) サービス利用支援費(II) | <u>732 単位</u> | (2) サービス利用支援費(II) | <u>731 単位</u> |
| ロ 継続サービス利用支援費 | | ロ 継続サービス利用支援費 | |
| (1) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(I)</u> | <u>1,613 単位</u> | (新設) | |
| (2) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(II)</u> | <u>1,513 単位</u> | (新設) | |
| (3) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(III)</u> | <u>1,410 単位</u> | (新設) | |
| (4) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(IV)</u> | <u>1,360 単位</u> | (新設) | |
| (5) 継続サービス利用支援費(I) | <u>1,260 単位</u> | (1) 継続サービス利用支援費(I) | <u>1,211 単位</u> |
| (6) 継続サービス利用支援費(II) | <u>606 単位</u> | (2) 継続サービス利用支援費(II) | <u>605 単位</u> |
| 第2 障害児相談支援費 | | 第2 障害児相談支援費 | |
| イ 障害児支援利用援助費 | | イ 障害児支援利用援助費 | |
| (1) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(I)</u> | <u>2,027 単位</u> | (新設) | |

| | | | |
|--------------------------|----------|---------------------|----------|
| (2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ) | 1,927 単位 | (新設) | |
| (3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ) | 1,842 単位 | (新設) | |
| (4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ) | 1,792 単位 | (新設) | |
| (5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,692 単位 | (1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,625 単位 |
| (6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 815 単位 | (2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 814 単位 |
| □ 継続障害児支援利用援助費 | | □ 継続障害児支援利用援助費 | |
| (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,724 単位 | (新設) | |
| (2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ) | 1,624 単位 | (新設) | |
| (3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ) | 1,527 単位 | (新設) | |
| (4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ) | 1,476 単位 | (新設) | |
| (5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,376 単位 | (1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,322 単位 |
| (6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 662 単位 | (2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 661 単位 |
| 第3 地域移行支援 | | 第3 地域移行支援 | |
| 地域移行支援サービス費 | | 地域移行支援サービス費 | |
| イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) | 3,504 単位 | (新設) | |
| □ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) | 3,062 単位 | イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) | 3,059 単位 |
| ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ) | 2,349 単位 | □ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) | 2,347 単位 |
| 第4 地域定着支援 | | 第4 地域定着支援 | |
| 地域定着支援サービス費 | | 地域定着支援サービス費 | |
| イ 体制確保費 | 306 単位 | イ 体制確保費 | 305 単位 |
| □ 緊急時支援費 | | □ 緊急時支援費 | |
| (1) 緊急時支援費(Ⅰ) | 712 単位 | (1) 緊急時支援費(Ⅰ) | 711 単位 |

(2) 緊急時支援費(Ⅱ)

95 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(1) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 3,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 3,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 2,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 2,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 2,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 2,804 単位
- (七) 利用定員81人以上の場合 2,778 単位

(2) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 2,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 2,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 1,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 1,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 1,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 1,804 単位
- (七) 利用定員81人以上の場合 1,778 単位

(2) 緊急時支援費(Ⅱ)

94 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(新設)

(新設)